

長浜市告示第160号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第305号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第4条中「者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加える。

第4条の2を次のように改める。

（補助対象事業の特例）

第4条の2 次に掲げる補助対象事業については、前条の規定による交付申請を市長が別に定める日までに行う場合に限り、当該交付申請前（事業実施年度の4月1日を限度とする。）に実施していた事業（補助対象事業の要件を満たす事業に限る。）についても、補助対象事業として取り扱うことができるものとする。

(1) 低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助

(2) 医療的ケア児保育支援事業

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(1) 運営費補助	民間認可保育所及び認定こども園運営費	民間認可保育所及び認定こども園（以下この表において「保育所等」という。）の健全な運営と児童の保育内容の充実及び職員の資質の向上を図るための経費等（ただし、他の機関及び団体の助成対象経費を除く。）	毎月初日の在籍児童1人当たり3,500円以内で予算で定める額とする。
(2) 低年齢	滋賀県保育対策総合支援事業の	低年齢児保育保育士等特別配置事業	滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱（以下「県補助金

<p>年齢児保育保育士等特別配置事業費補助</p>	<p>実施について（平成29年8月17日付け滋子青第1804号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県通知」という。）の別添8に規定する低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱に基づき実施する事業</p>	<p>の実施に必要な人件費に要する経費</p>	<p>交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</p>
<p>(3) しょうがい児保育推進事業費補助</p>	<p>しょうがい児が入所する保育所等における次に掲げる事業 (1) 保育所等職員の資質向上 (2) 保護者や関係機関等との連携協力 (3) しょうがい児保育の展開に係る保育所等内外での調整等のための中核的職員の配置 (4) その他しょうがい児保育の円滑な推進</p>	<p>しょうがい児保育推進事業の実施に要する経費</p>	<p>(1) 補助要件 ① しょうがい児 本事業の対象となるしょうがい児は、保育に欠けるしょうがい児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、次のアからエのいずれかに該当するものであって、保育所等における特別な支援を必要とする児童であると市が認めたものであること（ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号及び第3号に掲げる児童に限る。）。 ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象しょうがい児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童 ウ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通</p>

			<p>知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童</p> <p>エ その他、医療機関等においてしょうがいをもつと認められた児童</p> <p>② 職員の配置</p> <p>本事業の対象となる保育所等は、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）に規定する保育士のほか、しょうがい児の保育を展開する専任の保育士、保健師、看護師又は准看護師を配置していること。</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>1 保育所等当たりの補助基準額は、事業年度の4月1日現在において、当該保育所等が受け入れるしょうがい児数により次の年額を限度とし、予算で定める額とする。</p> <p>しょうがい児数 補助基準額</p> <p>ア 1～3人 900,000円</p> <p>イ 4～6人 2,250,000円</p> <p>ウ 7～9人 3,600,000円</p> <p>エ 10人以上 4,950,000円</p>
(4) 一時 預か	滋賀県地域子育て支援事業の実施について	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療

り事業費補助	て（平成30年8月13日付け滋子青第2100号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県地域子育て支援事業実施通知」という。）の別紙11「一時預かり事業実施要綱」に基づき保育所等が実施する事業		福祉部長通知別紙。以下「県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
(5) 延長保育事業費補助	県地域子育て支援事業実施通知の別紙2「延長保育事業実施要綱」に基づき保育所等が実施する事業	延長保育事業の実施に要する経費	県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
(6) 長浜市週休加配保育士設置事業補助	保育所等が週休加配保育士を専任設置する事業	週休2日制実施のために加配設置された保育士の人件費	次により算定する額を限度とし、予算で定める額とする。ただし、実支出額が補助基準額に満たない場合は実支出額とする。 (1) 補助対象保育所の定員規模別により1保育所につき次の年額を限度とする。ただし、期間が12月に満たない場合は、年額を12で除して得た金額を1月分として算定する。この場合において、加配配置日数が1月未満の場合は当該配置月の保育日数の1/2以上の配置日数をもって1月分とする。

			<p>利用定員 補助基準額</p> <p>ア 60人以下 1,036,000円</p> <p>イ 61～120人以下 2,225,000円</p> <p>ウ 121人以上 3,261,000円</p> <p>(2) 補助要件</p> <p>補助の対象となる職員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚令63）第33条第2項に規定する保育士及び休憩保育士、その他事業の加配保育士のほかに当該事業実施のための保育士として配置された保育士であること。</p>
(7) 病児保育事業補助	<p>県地域子育て支援事業実施通知の別紙12「病児保育事業実施要綱」に基づき保育所等が実施する事業</p>	<p>病児保育事業の実施に要する経費</p>	<p>県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</p>
(8) 医療的ケア児保育支援事業	<p>県通知の別添4に規定する医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき実施する事業</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費</p>	<p>県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</p>

様式第2号その1を次のように改める。

様式第2号その1（第4条関係）

年度 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営事業実施計画書

2 低年齢児保育保育士等特別配置事業

実施施設名	設置主体 ①	運営主体 ②	保育士数特別配置 ③	配置月数 ④	保育士名 ⑤	対象経費に対する支出予定額 ⑥	市補助基準額 ⑦	実施施設の状況							
								全入所児童数 ⑧	⑧のうち1、2歳児入所数 ⑨	加算取得状況 ⑩	1歳児入所者数 ⑪	保育士定数 ⑫	保育士等現員 ⑬	園内給食の実施状況 ⑭	備考 ⑮
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
合計	か所 1か所 公 私	か所 公 私	人	月		円	円								

- (注) 1 ①と②は、市立の場合は「公」と、社会福祉法人立等の場合は「私」と記入すること。
 2 特別配置保育士が2名以上の場合には、⑤と⑥は2段に記入すること。
 3 ⑥は、寄付金その他の収入額を控除した後の額を計上すること。
 4 ⑧～⑬は、当加配事業の開始月初日現在の状況を記入することとし、⑮に開始月を記入すること。
 5 園内給食を実施している保育所及び認定こども園は、⑭に○印を付すこと。
 6 ⑪は⑩において○が付く施設のみ記入すること。

様式第2号その7を削る。

様式第4号その7を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。